

サー バ 管 理 型 乗 車 券 取 扱 規 則

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 用語の定義	1
第 4 条 制限又は停止	2
第 5 条 利用履歴及び購入履歴の確認	2
第 6 条 決済方法及び決済手段	2
第 7 条 販売サイトの取扱時間	2
第 8 条 免責事項	3
第 9 条 旅客の同意	3
第 10 条 契約の成立時期及び適用規定	3
第 11 条 目的及び使用方法	3
第 12 条 取扱区间	4
第 13 条 制限事項	4

第 2 章 運賃

第 14 条 運賃	5
第 15 条 割引機能を利用した運賃	5
第 16 条 デジタル企画乗車券の変更・払いもどし	5

第 3 章 効力

第 17 条 効力	6
第 18 条 無効となる場合	6
第 19 条 不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等	6

第 4 章 特殊扱い

第 20 条 同一駅で出場する場合の取扱方	7
第 21 条 入場処理未了時の取り扱い	7
第 22 条 出場処理未了時の取り扱い	7
第 23 条 運行不能時の取り扱い	7

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社ゆりかもめ（以下「当社」という。）において、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を使用して当社線を利用する旅客の運送等（以下「サーバ管理型乗車」とする。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

2 前項にいう識別番号とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) クレジットカード等の会員番号及びこれに関連する情報
- (2) 2次元コードに記録された情報及びこれに関連する情報

(適用範囲)

第2条 サーバ管理型乗車については、この規則の定めるところによる。

2 この規則が改定された場合は、改定された規則の定めるところによる。

3 この規則及びこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとする。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更する旨及び変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、当社ホームページ上に掲示するものとする。

4 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道及び軌道をさす。
- (2)「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済をいう。
- (3)「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいう。
- (4)「決済媒体」とは、EMV コンタクトレス決済で、第8号に定める対応改札機において認証することができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカード及びカード機能を搭載する携帯情報端末をいう。
- (5)「都度利用」とは、決済媒体を使用して運賃を収受するサーバ管理型乗車をいう。
- (6)「デジタル企画乗車券」とは、第12号に定める販売サイトにおいて、サーバ管理型乗車に基づく特別条件で設定される運送情報をさす。
- (7)「QRコード」とは、デジタル企画乗車券に付帯して旅客が所有する携帯情報端末の画面に表示し、次号に定める対応改札機で認証することができる2次元コードをいう。
- (8)「対応改札機」とは、決済媒体又はQRコードから情報を読み取るための機器をいう。
- (9)「フリーエリア」とは、デジタル企画乗車券の乗車回数及び途中下車に制限のない区間をいう。
- (10)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者及びタッチ決済

を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいう。

- (11)「管理サーバ」とは、決済媒体及びQRコードの識別番号、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをさす。
- (12)「販売サイト」とは、デジタル企画乗車券を発行する当社販売サイト及びその他外部販売サイトをいう。
- (13)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいう。

(制限又は停止)

第4条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため、必要がある時は、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車による当社線の取扱制限又は停止をすることがある。

- (1)乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法若しくは乗車する列車等の制限
 - (2)発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を当社ホームページ、販売サイト及び関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの取扱制限又は停止に対し、当社はその責を負わない。

(利用履歴及び購入履歴の確認)

第5条 旅客は、管理サーバと接続するWEBサイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができる。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応改札機等により入出場を行った場合の利用月日、利用区間等とする。

(決済方法)

- 第6条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めるところによる。
- 2 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとする。
- 3 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するものとする。
- 4 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとする。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。
- 5 デジタル企画乗車券は、販売サイトの利用規約において指定する決済方式により購入するものとする。

(販売サイトの取扱時間)

第7条 販売サイトの取扱時間は、0時00分から23時59分までとする。なお、取扱時間は、サイトのメンテナンス等により予告なく変更することがある。

(免責事項)

- 第 8 条 決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害又は発行者のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責を負わない。
- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービスに関して生じた旅客の損害等については、当社はその責を負わない。
- 3 旅客が、カード機能を搭載する携帯情報端末の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、当社はその責を負わない。
- 4 携帯情報端末の決済媒体利用及び販売サイトへの接続における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

(旅客の同意)

- 第 9 条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第 10 条 都度利用による旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに成立する。
- 2 デジタル企画乗車券における旅客の運送等の契約は、旅客が販売サイトにおいて会員登録後に購入の申し込みを行い、当社が承諾し、デジタル企画乗車券の情報等を旅客へ返信をした時に成立する。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の返信がされなかった場合でも、当社による返信はされたものとみなし、旅客は販売サイトにおいて当該デジタル企画乗車券の購入を確認するものとする。
- 3 前項の規定によって契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(目的及び使用方法)

- 第 11 条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1)同一の決済媒体により、旅行開始駅及び旅行終了駅において対応改札機で情報を読み取り、入場及び出場し乗車処理を行なわなければならない。
- (2)適用する運賃は、旅客営業規則第 46 条に定めるものとする。
- (3)入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することができない。
- (4)旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第 1 号に規定する乗車処理ができない場合、都度利用は無効として取り扱う。
- (5)決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取り扱う。なお、決済媒体の紛失に対し、当社は責を負わない。
- 2 デジタル企画乗車券は、QR コードにより乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めると

おりとする。

- (1) 決済に使用した携帯情報端末に表示される QR コードにより、入場及び出場の都度、同一のデジタル企画乗車券により対応改札機で改札を受けなければならない。対応改札機の故障、停電又はシステム障害等により対応改札機による改札を受けることができない場合は、有効なデジタル企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示することにより改札を受けるものとする。
- (2) 前号で定めるデジタル企画乗車券の携帯情報端末への表示による改札を受けた場合、次回の改札時に係員の求めにより発駅情報の消去等を行う場合がある。
- (3) デジタル企画乗車券のフリーエリア外へ乗車したときは、その区間にに対する運賃を決済媒体で支払うことはできない。
- (4) 入場時に使用した QR コードを出場時に使用しなかった場合は、当該 QR コードで再び入場することができない。
- (5) 旅客の所持する携帯情報端末の充電切れ、通信障害等により第 1 号に規定する乗車処理ができない場合、デジタル企画乗車券は無効として取り扱う。
- (6) デジタル企画乗車券を紛失したときは前号に準じて取り扱う。なお、デジタル企画乗車券の紛失に対し、当社は責を負わない。

(取扱区間)

第 12 条 乗車できる区間は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 都度利用 … 当社線全線の各駅（全 16 駅）相互間とする。
- (2) デジタル企画乗車券 … 販売サイトにおいて定め、掲示するものとする。

(制限事項)

第 13 条 サーバ管理型乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとする。

- (1) 都度利用において、1 回の乗車につき 2 以上の決済媒体を同時に使用すること。
- (2) 1 回の乗車につき 2 以上の同一デジタル企画乗車券を同時に使用すること。
- (3) 決済媒体又は QR コードを使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (4) 決済媒体又は QR コードと他の乗車券を併用すること。
- (5) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超えた決済会社の使用制限又は使用停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。
- (6) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。
- (7) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行されたデジタル企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。
- (8) 対応改札機の故障、停電又はシステム障害等により取り扱いができないとき。

第2章 運賃

(運賃)

第14条 都度利用で乗車した場合の運賃は、原則として実際に乗車する経路及び発着順序によるキロ程を使用して、旅客営業規則第46条に定める大人片道普通旅客運賃を適用し、別に定める場合を除いて同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して運賃を算出する。なお、小児片道普通旅客運賃は設定しない。

2 都度利用において、乗車経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、旅客営業規則第41条第2項に定める計算により大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

3 デジタル企画乗車券の運賃は、販売サイトにおいて定め、掲示するものとする。

(割引機能を利用した運賃)

第15条 都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については入場時に使用した決済媒体を継続して使用する場合に限り適用する。適用する割引の種類は次の各号に定めるとおりとする。

(1)「上限設定割引」とは、あらかじめ設定された期間、上限金額に達した時点で、運賃割引（無賃扱いも含む）を行う場合

(2)「利用回数割引」とは、あらかじめ設定された期間、乗車回数に達した時点で、次回運賃や可変的な運賃割引を行う場合

2 前項各号のほか、都度利用において対象期間や適用区間等、特別の条件を別途定めて割引運賃を適用することがある。この場合、その適用条件、運賃等を当社ホームページや販売サイトに掲示するものとする。

(デジタル企画乗車券の変更・払いもどし)

第16条 旅客は、デジタル企画乗車券の購入後、他の種類のデジタル企画乗車券等に変更することはできない。

2 使用開始後のデジタル企画乗車券を払いもどすことはできない。使用開始前のデジタル企画乗車券は、販売サイトの利用規約に定めるものとする。

第3章 効力

(効力)

第17条 サーバ管理型乗車の効力は、第11条の規定により次の各号に定めるとおりとする。

(1) 都度利用

- ア 片道1回の乗車に限り有効とする。
- イ 1つの決済媒体につき、同時に1人のみ入場処理を行うことができる。
- ウ 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- エ 入場処理を行った当日限り有効とする。
- オ 途中下車の取り扱いをしない。

(2) デジタル企画乗車券

- ア フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しない。
- イ フリーエリア外に乗車した場合、その区間に對して別途、旅客営業規則に定める大人片道普通旅客運賃を收受する。
- ウ 1つのデジタル企画乗車券につき、1人のみ入場処理を行うことができる。
- エ 入場処理されたQRコードに出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- オ デジタル企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限る。

(無効となる場合)

第18条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用又はデジタル企画乗車券を無効として取り扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に對する大人片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 決済媒体及びデジタル企画乗車券を他人から譲り受けた使用したとき。
 - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
 - (3) この規則の定めに基づかず使用した場合
 - (4) デジタル企画乗車券の係員による改札時に、有効なデジタル企画乗車券を携帯情報端末の画面に表示し呈示することに応じないとき。
 - (5) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体、デジタル企画乗車券を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第19条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第104条の規定を準用して計算する。

第4章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第20条 旅客は、都度利用時に対応改札機において入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間にて旅客営業規則に定める大人片道普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、使用媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 都度利用において入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱方)

第21条 旅客は、都度利用時に入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、第18条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払うものとする。なお、乗車駅が不明な場合は第19条の規定による。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。この場合、当該決済媒体に入場処理ができないときは、乗車区間にて大人片道普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱方)

第22条 旅客は、都度利用時に出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅からの最遠区間にて、第18条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとする。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間にて出場処理を行うものとする。この場合、当該決済媒体に出場処理ができないときは、乗車区間にて普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(運行不能時の取扱方)

第23条 列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取り扱いのいずれかを選択することができる。

(1)都度利用時の入場処理後

ア 無賃送還

イ 任意による旅行中止

(2) デジタル企画乗車券の場合

ア 他経路乗車

2 前項第1号アの取り扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、入場駅において当該媒体の発駅情報の消去処理を行う。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から途中下車駅までの運賃相当額を途中下車駅において当該決済媒体により收受する。

4 第1項第1号イの取り扱いを選択した旅客については、発駅から旅行中止駅までの運賃相当額を旅行中止駅において当該決済媒体から收受する。

5 第1項第2号アの取り扱いを希望する場合、デジタル企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ

表示しなければならない。この場合、必要により発駅情報の消去処理を行う。

6 当社が不通区間に對して、振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。